

平成23年度第2回草加市みんなでまちづくり会議（臨時会議）

議事録

1 開催日時

平成24年3月22日（木）午後6時から午後7時45分まで

2 開催場所

中央公民館 第1・2講座室

3 出席者の氏名

(1) 登録員 23名

(2) 事務局 みんなでまちづくり課：榎本課長 後藤課長補佐 巖上主任 祖伝主事
市民活動センター：藤倉所長

(3) 担当課 子ども政策課：渡辺課長 板橋課長補佐 矢島係長
人権共生課：柳沢課長補佐

4 会議の議題

「子どもにやさしいまちづくりをすすめるために、草加市に子どもの権利に関する条例を制定することについて」の提案に対する市政への反映結果の追加説明

5 公開・非公開の別

公開

6 傍聴者数

0人

7 会議の内容

別紙議事録のとおり

8 議事録署名人

青木登録員、宇野津登録員

平成23年度第2回草加市みんなでまちづくり会議（臨時会議） 議事録

- 【実施日時】 平成24年3月22日（木）午後6時～午後7時45分
【実施場所】 中央公民館 第1・2講座室
【出席者】 まちづくり登録員：23名、傍聴者：0名
子ども政策課：渡辺課長、板橋課長補佐、矢島係長
人権共生課：柳沢課長補佐
事務局：榎本課長、後藤課長補佐、藤倉所長、巖上主任、祖伝主事

1. 開 会

2. 議 事

<議題>

「子どもにやさしいまちづくりをすすめるために、草加市に子どもの権利に関する条例を制定することについて」の提案に対する市政への反映結果の追加説明

- (1) 草加市の人権施策について（追加説明）…（担当課：人権共生課／資料3）
- (2) 平成19年度回答の反映結果に係る取組状況と子どもの権利に関する取組について…
（担当課：子ども政策課／資料4）
- (3) 登録員による意見交換

-開会- 【事務局】 【事務局】	<p>皆様、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。 それでは、定刻になりましたので、平成23年度第2回草加市みんなでまちづくり会議（臨時会議）を開催いたします。 初めに、事務局であるみんなでまちづくり課の榎本課長よりご挨拶申し上げます。</p> <p>【みんなでまちづくり課長挨拶】 この度は、お寒い中、またご多用のところお集まりいただきましてありがとうございます。前回会議で、議題に対する説明が不足している等のご意見をいただきまして、本日皆様に再度ご足労いただいたところでございます。よろしく申し上げます。 また、このみんなでまちづくり会議のあり方等につきましても様々なご意見をいただきました。これにつきましては、平成22年から約2年間をかけまして自治基本条例の検証を市民側また庁内側で行いました。様々な課題・提案等をいただいておりますので、これらの検証結果を基に条例の円滑な運用がなされるよう、来年度からみんなでまちづくり会議のあり方を含めて見直しを行ってまいりたいと考えておりますので、皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。本日は、よろしくお願いいたします。</p>
--	--

<p>- 資料説明 - 【事務局】</p> <p>【議事録署名人】</p> <p>【事務局】</p>	<p>【会議録の署名について】</p> <p>続きまして、会議の開催に当たり、議事録の署名人について2名決定したいと思います。前回会議では、終了後にお願いする形になってしまいましたが、今回はあらかじめ指名しておきたいと思います。</p> <p>本日は、当日の受付順で青木さん、宇野津さんをお願いしたいと思いますですがよろしいでしょうか。</p> <p>はい。よろしく申し上げます。（両名了承）</p> <p>ありがとうございます。それでは、この2名を議事録署名人に指名させていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>続きまして、皆様にお配りさせていただいた資料の確認と説明をさせていただきます。</p> <p>【事務局より資料説明】</p> <p>本日お配りしましたのは、会議の次第でございます。</p> <p>また、登録員の皆様には、会議開催通知に資料1から4までを同封させていただいております。</p> <p>資料1として、前回会議の議事録。資料2として、前回お配りしました市の反映結果の説明文書と同じものを同封させていただいております。資料3として、草加市の人権施策についての文書。資料4として、子どもの権利に関する取組等がまとめたものの4種類ですが、お手元に資料はお揃いでしょうか。お持ちでない方は挙手でお知らせください。（資料の確認及び配布。）</p> <p>まず初めに、資料1及び資料2をご覧ください。前回会議におきまして、市の反映結果をご報告してから、担当課が提案者とともに検討を重ねていた経緯もありますが、それでも約3年が経過し、市としても一定の検討結果が出たということで、改めてこのみんなでまちづくり会議の場で、まちづくり登録員の皆様にご報告すべきと判断しましたので、資料2のとおりご報告させていただいたという次第です。</p> <p>しかしながら、資料1の議事録をご覧いただければわかりますように、出席した登録員の方々から、11月14日の前回会議において報告された内容は、平成19年度回答のものと内容が異なっており、今回の決定がされた経緯について、それから、草加市の人権施策と子どもの位置付けがどのようになっているかについて、再度会議を開催し、追加説明をしてほしいというご意見が多数ありましたので、今回、第2回臨時会議を招集するという運びとなりました。</p> <p>なお、前回会議の中で、この「みんなでまちづくり会議」自体や「自治基本条例」そのものに対するご意見も多くいただきましたが、先程事務局</p>
--	--

の課長から申し上げましたとおり、約2年間をかけて市民検証委員会及び庁内検証委員会で検討を重ねておりました、課題や整理すべき点について報告書としてまとめました。これにつきましては、市としましても、市民参加やパートナーシップによるまちづくりを行うに当たりもちろん重要な点と認識しており、来年度以降、具体的な検討に入ることになっております。その点は、ご理解・ご協力をお願いいたします。

それでは、次第にそって進行していきたいと思っております。

本日は、追加説明を前提に開催しておりますので、先に、ご説明をさせていただきます。その後、市の取組について皆様にご理解をいただいたところで、意見をいただく流れにしたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

-議事-

【事務局】

【1.草加市の人権施策（追加説明）】

「1.草加市の人権施策（追加説明）について」ということで、前回会議の意見や、この会議開催に当たり提案者の方などと事前に打合せをさせていただき中で、そもそも草加市の人権施策はどのようなものになっているのかという質問を受けておりましたので、担当課から概要をご説明させていただきます。人権共生課からお願いします。

【人権共生課】

【資料3：人権施策の追加説明】

資料3として皆様のお手元に配布されているかと思っております。草加市の人権施策に入る前に、資料の文言が抜けていたので、申し訳ありませんが修正をお願いします。

(資料3最上図／修正前：草加市人権施策基本方針→修正後：草加市人権施策推進基本方針)

草加市の人権施策を行うに当たっては、草加市人権施策推進基本方針が基になります。どのようなものかと言いますと、人権共生課というのが当初、何年も前になりますが、同和対策室から人権の部分が始まっていますので、まずこの人権施策の中で同和問題を中心に、女性の問題、高年者の問題、外国籍市民の方の問題、子どもの問題、障がい者の問題等を含んだ一つの基本方針を定めております。その中で、人権施策の推進ということで、「人権教育・啓発活動の推進」「自立に向けての支援体制・人権救済制度の充実」「共に生きる社会づくりー交流及び協働促進ー」というものを柱にして、役所の各セクションの方に示しております。

その中で、分野別の人権施策の中に「子どもの人権」というものがございます。その中で、「子どもの人権の尊重」「環境の整備」「性的搾取の防止」「子育て支援」というもので細かく示しており、これを基に、各課施策の中に取り込んでおります。ただ、この施策を推進するに当たって、具体的な部分というのは足らなくなってしまう部分がありますので、5年単位で基本方針の実施計画というものを策定し、各セクションの方に示

しております。それに従い、例えば、子どもの人権の関係は、子ども政策課、子育て支援課、保育課等と連携し、事業を進めております。

また、人権推進審議会というものがあり、その中で実際に人権施策の中でどのようなものを中心に進めていったら良いのかということで、特に子どもの人権を頭に挙げた答申をいただいております、その答申の内容も関連各課の方に依頼したところでした。このような形で、子どもの人権に関しては、子ども政策課、子育て支援課、保育課等と連携をとって進めている次第です。以上です。

【事務局】

それでは、続きまして、子ども政策課から、具体的な話として、子どもの権利に関する取組状況等について、ご説明させていただきます。

【子ども政策課】

【資料4：子どもの権利に関する取組の追加説明】

お配りしている資料4をご覧ください。事前に、資料を皆様にご送付させていただいておりますので、時間の都合もありますので、申し訳ありませんが、概略的なものと資料に記載のない補足的なものをご説明させていただきたいと思っております。

まず最初に、平成19年度回答の反映結果に係る取組状況の表ですが、これは、平成19年1月25日に開催された平成18年度第4回みんなでまちづくり会議において、今回の案件についてご提案いただき、その後市として具体的に取組んだものになります。具体的には、庁内で子どもの権利に関する職員間の共通認識を持つための勉強会等を開催したり、対外的には講演会などを中心に普及・啓発活動に取り組んでおります。

また、欄外になりますが、平成20年から21年度につきましては次世代育成行動基本計画を策定し、その過程において子どもの権利や子どもの権利条約等に関するご意見をいただく中で、内容を精査し、計画に反映させていただいております。この表には記載がありませんが、放課後子ども教室や青少年育成市民会議等、青少年育成団体に所属し子どもたちと関わりを持っている方々を対象に、先月19日に川崎市において子どもの人権や不登校、引きこもり等について多年にわたり活動されているNPO法人フリースペースたまり場理事長西野氏をお招きし、保護者の子育て支援ではなく、子ども支援、子育て支援、子どもの権利といった子ども主体の活動を支援していくために、地域の大人はどのような働きをすれば良いかという観点からご講演いただきました。

続きまして、草加市次世代育成支援行動計画の概要と子どもの権利に関する取組についてでございます。前回会議の中で、次世代計画が良く分からないというお話がありましたので、簡単に概要だけご説明させていただきます。行動計画の概要ですが、この計画は社会全体で次世代育成支援を目指した次世代育成支援対策法という時限立法により策定されております。前・後期5年ずつの合計10年間取り組むものとされておまして、

現在は後期計画として取り組んでおり、四半期ごとに各所管で進捗状況の管理をしてもらっています。年2回協議会を開催し、各分野の委員の方々に集まっていただき、これらの内容を審議していただく中で様々なご意見を伺い、事業に反映させているところです。年度末にはこれらの進捗結果についてホームページや市役所の情報コーナー等で内容を公表しております。

続いて、子どもの権利に関する市の取組状況でございます。資料に記載のとおり、各分野において取り組んでいるところでございます。時間の都合もありますので、各内容については資料をご覧ください。

また、先程説明のありました人権共生課で所管する人権推進審議会において、昨年1月に草加市人権施策推進基本方針に基づく人権推進事業についての答申が出ております。草加市が社会的弱者の人権と擁護の観点から優先して取り組むべき人権課題について、子どもの人権、女性の人権、障がい者の人権、外国籍市民の人権が取り上げられ、その中でも子どもの人権について第1に取り組むべきとされております。その課題への対策としていくつかご提案をいただいておりますが、その中でも、子ども同士の交流を充実させていく活動やお年寄りから子どもまでが集まって取り組む世代間交流活動を一層充実させ、学校と地域、家庭が連携した活動を活性化させていくことが重要ということでご提案いただいております。このようなご意見に対しまして、子ども同士の交流の場づくりとして松原や瀬崎で行っている冒険遊び場事業、世代間交流事業として保育園や児童館、児童センター、平成塾で行う幅広い年齢層が集まることのできるイベントの実施、学校と地域、家庭が連携し放課後子ども教室を行っているところです。今後につきましても、人権共生課を中心とした各所管課と連携し、各事業をより充実させた内容にしていきたいと思っております。

最後に、今後の取り組みですが、次世代育成の計画につきましては現在のところ、先程お話ししましたとおり10年間の区切りがございまして、平成26年度で終了する予定でございます。ただし、新たな施策として、現在子ども子育て新システムというものが提案されており、その中で新たな計画策定が位置づけられております。その計画策定時におきましても、既存の計画にとらわれることなく、本日も出席していただいている皆様をはじめ、広く市民の方々に意見を求める中で、次世代育成支援行動計画の基本理念の1つであります子どもの人権の尊重について、子どもの最善の利益について考えてまいりたいと思っております。

【事務局】

それでは、今、前回会議の追加説明として人権施策についてと子どもの権利に関する取組について、それぞれの担当課よりご説明させていただきました。

これを受けて、これからの時間は、登録員の方々のご意見を出し合っていたいただきたいと思います。ご意見のある方は、挙手をお願いします。順番

に事務局で指名し、マイクをお渡しするという流れでお願いしたいのですが、どなたかご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

【登録員】

私は2回目で勝手がよくわからないのですが、例えば資料3の分野別施策で環境の整備とありますが、子どもの健康を守るというのはこの中のどこに入っているのですか。居場所の整備、遊び場の整備、文化的環境の整備と書いてあってよくわからないのですが、特に今放射能の問題等もありますので、一番大切な子どもの健康を守るということはどこに書いてあるのですか。この間、越谷市は中学生までの医療費が無料だと聞きました。草加市は未だに実費負担をしなければいけないのに、どこが子どもの権利なんてことが言えるのかと非常に腹立たしい思いです。人権を守るなんて言っているが絵空事ではないですか。今子ども政策課の方が色々なことをおっしゃいましたが、子ども政策課はそういったことを検討される部署なのですか。どこが担当ですか。草加市の若いお母さんは早く他の市へ引っ越した方が良いのではないかとやっている方もいますよ。まちづくりではなく、まちの崩壊です。

【子ども政策課】

今ご質問の子どもの医療費についてですが、本議会で議決されまして、今年の11月から中学生までの医療費無料化が実施されることになりました。それまで色々準備がありますので、11月の診療分から実施される予定です。

【登録員】

それは広報か何かに書いてありますか。

【子ども政策課】

もちろん、広報等でお知らせしますが、まだ発行されていません。現在、色々な関係機関と連携を取りながら実施に向けて準備を進めているところです。

【登録員】

それは議決されているのですか。予算化もされているのですか。

【子ども政策課】

はい、議決されました。もちろん、予算化もされております。

【登録員】

では、確実に実施されるのですね。わかりました。

【子ども政策課】

はい、よろしく願いいたします。

【事務局】

他に、ご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

【登録員】

こちらに参加するのは2回目です。よろしく願いします。子どもの権利条例を草加市で作ろうと声をあげてくださった方々がいると聞いて、そ

の報告会だと思い、まちづくり登録員になり、前回会議に出席しました。そこで、作ろうと言っていたものがなくなってしまったと聞いてびっくりしました。今日、ご説明を伺ったのですが、結局、権利条例がどうなったのかが私にはよくわからないことがひとつ、それと、私の経験は、地域で20年不登校の子どもと親の会をやっております。いじめで大変辛い思いをした子どもと付き合ってきました。

この施策の問題だと思ったのは、子育て支援と環境整備と啓発なんですね。でも、いじめで大変辛い思いをしている子どもにはそれはとても届かないと思います。平成20年には、「子どもの意見と参加が尊重されるために」というテーマで獨協大学のリーガルセンターの野村先生がいらして講演会をなさったというのは私も知っております。こういう体制がどうしてなくなってしまったのかをまずひとつ伺いたいのと、先程たまり場の〇〇さんから、子育て支援ではなく子ども支援というお話を伺ったのですが、ではそれを具体的にどのように反映なさるおつもりなのかをお聞きしたいです。政策として、子どもの意見、子どもが非常に辛い時に子どもの意見をどのように聞いていくのか、そしてどう手だてをとっていくのかを伺いたいです。それから、私は子どもの権利条例、子どもの意見を聞いて子どもと大人と一緒に作っていく条例を草加で作ってほしいと思います。

実は、いじめを受けてもう草加へは住めないと言って転居された方もいます。その時に教育委員会の方がどう対応されたかを話し始めるときりがないのでそれはやめたいと思いますが、1つだけ申し上げたいのは、色々な立場の方で見えることが違うのは仕方がないと思っていました。3年かかって弁護士会から勧告書が出て、教育委員会と学校が行ったことは人権侵害であるという答申書が出たのですが、最終的には、学校がそれは弁護士会の見解であるとして認めなかった。そして、ご家族はここへは住んでいられないということで転居されました。それは平成16年です。私はその方たちとお付き合いしてきて、いじめにあって自殺しかけたのは小学生の男の子だったのですが、妹さんもずっといじめにあっていたと。その子からすると、お父さんとお母さんがとても傷つくと思ったから転居するまで言えなかった。転居してからそのお嬢さんはリストカットしたというようなことが、子どもは傷つくと出てくるわけです。私がそういうことを色々心寄せてくださる方にお話したら、「そんなにひどかったの」と言われました。まず、転居先にどういう所を選ばれたかということ、自分たちの同級生だった子どもの通学路にかからない場所に転居する、そういう気遣いをしなければ安心が出来なかった。それを話したら、本当に心にかけてくださっていた方々も「そんなに辛かったの」と言われました。私はそういった心遣いは当然だと思いましたし、妹さんのやられたことも自然だろうと思います。でも、それは立場が違うと見えないんです。ですから、当事者の声を聞くという体制がなければ、人権救済なんてことはできないと思います。そこは、子育て支援の方も、子ども政策課の方も、人権共生

課の方も、前にも何人もお話を聞いてくださった方がいらっしやったのですが、もう一度申し上げたいと思います。

もう1つだけ、CAPのことが出ています。CAPを一生懸命広めてくれた方も存じ上げています。そのいじめで自殺しかけた小学校5年生のときの彼は、4年生の頃からCAPの本を読んで、自分の支えにしていました。そのCAPの本には自分の身を守るために大きな声を上げなさいと書いてあります。彼は暴力を振るわれたときに暴力で返したら負けだから大きな声を出すという対応をしていました。私が読んだ学校からの報告書には、奇声を発する情緒不安定な子どもという報告になっていました。ですから、子育て支援とか大人の側からだけの支援では足りないのかなと、ですから子どもの権利条例はもう一度真剣に考えてもらいたいですし、子どもの人権に関する認識をもう少し真剣に、真剣でないとは言いたくないですけど、もう少し丁寧に当事者の声を聞いて対応をしていただきたいと思います。

ですから、質問がどれだかわからなくなりましたが、子どもの声を聞くというところで、傷ついている子どもの声を聞くという対応をどこで保障しようと考えているのか子ども政策課の方と人権共生課の方にお答えいただきたい。それから、子どもの権利条例についてはどのようにお考えかを伺いたい。以上です。

【子ども政策課】

まず最初に、子どもの権利について話したいのですが、先程も申し上げましたように、施策の中で、冒険遊び場もご存じかと思いますが、子ども同士の交流ですとか、大人が見守りながらやっております。あとは、保育園、児童館、児童センターや平成塾の中で、先程申し上げたように、イベントの中で子どもたちが「自分は見守られているんだ」という実感の中で育っていただけるようにそういった取組もしております。もちろん、平成19年度から始めております学校・地域・家庭の子どもの居場所というところで、放課後子ども教室で地域の活性化をしながら子どもたちを見守っていこうということで、そういうのも1つの事業となっています。地域の方が地域力をつけまして、そういった環境づくりを1つの目標として、子どもたちの居場所づくりや地域の方とのつながりを持つということで事業を行っております。

次にCAP事業につきましても、現在継続して行っておりますので21校の小学校4年生という自分の意識が自活できるような年代の中で、体験方式で自分たちの自信や自分たちは大切なんだという命の大切さも教えて、CAPのスペシャリストがおりまして、相談時間を設ける中で、伝えたいことがあった場合は相談してもらい、そうした中で確におかしいなと感じる子もいらっしやいますので、そうした場合はこちらへご連絡いただき、子育て支援センターや学校と連携を図り、そういう方たちの見守りや解決に努めているところです。子育て支援センターというところは、虐

	待とかいじめの関係も含めた支援を行う総合窓口になっております。
【登録員】	それは、何歳までですか。
【子ども政策課】	子育て支援センターは18歳まで対応しております。
【登録員】	それは、子どもから直接相談はすることは出来るのですか。
【子ども政策課】	そうですね。ケースバイケースです。ケースワーカーがおりますので。
【登録員】	そこで相談ができるという広報も子どもには届いているのですか。
【子ども政策課】	子ども自身には届いていないかもしれません。
【登録員】	子どもが本当に辛い時にどこに助けを求めればいいのかということが子どもに届くことが必要だと思います。
【子ども政策課】	そうですね。それは、学校等と連携をとっていきたいと思います。
【登録員】	学校で辛い思いをした子どもは学校には言いません。これをどう対応していけばいいのかということを含めて、当事者の声、子どもの声を聴いて、権利条例は必要ではないでしょうか。
【子ども政策課】	子どもの人権の尊重につきましては、今話がありましたように次世代育成の行動計画がございまして、その中で子どもの人権の尊重を位置づけておりますので、そういった中で最善の利益を図っていくということで考えておまして、市の方で実施している放課後子ども教室やCAPプログラム等の中で取り組んでいるところですが、そういった場で子どもからの意見が出てくる場合もあるかと思いますが、子どもの声や市民の声を広く聴いていきたいと思っています。
【登録員】	今までは、子ども政策課として、子どもの声はどこで聴いていたのですか。私は子育て支援の形しかこの資料から感じられなかったので、「ぼくがこんなに辛いよ」ということや子どもの声をどこで聴こうとしていらしたのですか。
【子ども政策課】	確かに、今まではあまり感じられなかったかもしれませんが、放課後子ども教室や地域の方たちと親しくなった中で、近所のおじさん、おばさんに相談できる関係性が出来上がればと思います。

【登録員】

話を整理したいのですが、〇〇さんのおっしゃることもわかるのですが、今この場はみんなでまちづくり会議ということで、今回会議が開催された一番の理由は、前回会議において、最初に出された回答と前回出された回答があまりにも違って、それまでの経過を説明してほしいということで開催してもらいました。〇〇さんの言われていることは、申し訳ないけれども、個々の問題で、そういうことがあるから私たちも提案してるんですが、草加市が子どものための施策をやっていないなんて思っはいいんです。色々やっているし、進んできているのも知っています。私たちが提案したのは、今子ども政策課長が地域が育ってくれば子どもの意見が聴けるとおっしゃったけれども、その育つための共通理念として、子どもの権利条例を草加市で作るべきではないですかというのが提案で、そのことに向けて議論をしてくださいよという提案だったのに、なぜ検討会が開けなかったのか、なぜ具体的施策があれば理念はいらぬのかという経緯を今回説明していただくはずでした。

それと、みんなでまちづくり会議の意見を持って回答を出されて、その回答を変えるときになぜみんなでまちづくり会議に、こういう事情があつて前に出した回答を変えたいんだけどという段階で話がかけれなかつたのか、みんなでまちづくり会議に対する無視ではないかという意見に対して、今回ご説明いただけるということで会議が開かれたと思うので、そこに話を戻していただきたい。個々のことを言えばいっぱいあるし、この5年間に進んだこともいっぱいあるし、地域の取組も進んできています。それが無いとは言っていないし、草加市に事業がないとも一言も言いません。現在のところ、子どもの権利条例の制定は考えておりませんということになった経緯を伺いたいのです。皆さんもそうだったと思うのですが、違いますか。

【登録員】

関連して聞きたいのですが、資料の訂正をお願いしたいのですが、資料4で平成21年6月7日の講演会が、「子どもの居場所と支える大人をテーマに講演」とありますが、これは、今回のテーマに関わつての講演会ではなく、放課後子ども教室の指導者か何かを対象としたものだったと思うんです。その前の柏木先生の講演会は私たちも関わりました。もともとの提案は、平成19年度に講演会等をやり、平成20年度に検討会をやり、平成21年度に検討を進めていくという3年間の計画だったんです。ところが、実際には平成19年度と20年度は確かにやったんですが、平成21年度以降はこの件に関しては何もしていないんです。3年間かけて検討すると言っていたのに、2年間は確かにやって、3年目からはやらなくなつて、平成23年度にいきなり前回の話は無しにしますという回答になつたから、それはないだろうということになつたのです。なぜ平成19年、20年とやってきて、平成21年からやらずに今回やらなくなつたのかを聞きたいです。

【登録員】

単純な質問ですが、〇〇さんのお話を聞きながら、なぜここに教育委員会の生涯学習課が来ていないのかなというのが全くの単純な質問です。

【登録員】

市の回答と提案がずれていると思うのは、条例を作るというのが市の方で作ってくれと言っているように思われていると思うのですが、これだけの取組をしていますということで、これだけやっているんだから良いじゃないかというように聞こえてしまいます。色々な具体的な事例があると思うのですが、私はカウンセラーをしていますので、不登校で20年も閉じこもったままのうつの方の訪問カウンセリングとかをしています。最初のきっかけはやはりいじめであったりするんです。その時に、今おっしゃられたように個々の見えないものがあります。その見えないものについてこちら側で挙げて条例化したいと思うんです。

例えば、さわやか相談室というものがありますよね。あそこに不登校の子どもたちが通うだけでも大変なんです。通学路なので、朝みんなと一緒にには行けないですよ。だから時間をずらして行きます。そうすると、さわやか相談室から教室に復帰できるかということ、そこにも壁があるんです。それは何かということ、授業中に遅れてこられては迷惑だという担任の先生たちの対応なんです。そこで、遅刻をしても教室に入る権利があるという条例を作ってほしいんです。担任の先生にもよりますし、復帰のために努力をしてくださる先生もいますけど、親御さんに向かってはっきりと「他の子どもたちのことも考えてくれ」と言ってくる先生もいます。そういう方に何人も遭遇しております。イベントや学校の行事だと出られるお子さんもいるのですが、今度は「みんなが長い時間かけて準備したのにこういう時だけ来るのか」という子どもがいます。学校に行く権利や、休んでいても途中からでも授業に参加できるという細かい条例を作ってほしいのです。

お母さんたちというのは、「ごめんなさい」と言って引っこんでしまいます。だから、これは権利だということをはっきりと条例で出してほしいのです。お母さんたちはみんな肩身の狭い思いをしていて、「すみません、うちの子が不登校で」と思っているんです。プリントを持ってきてもらう時とか、担任の先生やクラスメイトが給食を持ってきてくれる時など、申し訳ないという気持ちでいるんです。でも、それは権利ですということを出してほしいんです。こういう条例がありますとみんなが言える条例になってほしいんです。ひとりひとりが不登校に取り組んでほしいんです。取り組んでもらう権利があるということを出してほしいんです。個々のうちの子の資質だとか言っていないで、母親の育て方だろうが、子どもの資質だろうが、子どもは学校に行く権利があると思うんです。

例えば、細かい話で言うと、遅刻すると門が閉められてしまっているとか、早く会社に出るお母さんもいるので、そういう子はお母さんが出た後

にご飯を食べて行くと門がしまっている。それを私とか地域のおばさんがなんとか学校にお願いすると、遅刻した方が悪いと言われ、それは親の問題ではあるかもしれないけれども、子どもの権利はどうなるのかと思うんです。子どもを理解するというか親からも学校からも独立したものじゃなくても、そういうものを具体的に挙げていって、獨協大の先生の言葉よりも、今草加市で見えているものを持ち上げていって条例化した方が良いと思うんです。

【登録員】

私たちの提案は、そういう現状を出し合う話し合いの場を作って、その上で共通理念としての子どもの権利条例を作っていくのか、いらないのか議論をしていきましょうよという提案だったんです。だから、それぞれにそれぞれのシーンで子どもに関わってらっしゃる方がいっぱいいて、その人たちが子どもがこういう状況だからこういうことが必要じゃないかと出し合う話し合いの場を積み上げていってくださいというのが、まず一番の提案だったわけです。

それが3年、4年なぜ開けなかったのかというのが全く分からないので聞きたいというのと、みんなでまちづくり会議が開かれないまま条例は作らないことにしましたという結論がなぜ出せたのかというのを聞きたい。みんなでまちづくり会議の意見に回答したことに対して、全く違うものに変えたいのだがという相談も無しに変えた回答を出してきたのは、みんなでまちづくり会議というものをどう認識しているのかを聞きたい。これは、前回からずっと提案者として申し上げているわけです。そのお答えが今日のご説明の中にはなかったと思います。

【登録員】

これからあるのではないですか。

【子ども政策課】

今なぜ変更されたのかという話がありました。同じような回答になってしまうかと思いますが、これまで、子どもの権利を守るための事業や成果の進捗管理を次世代育成支援の行動計画の後期計画を策定したところですが、調査の結果ですとか、その過程における様々な意見等を踏まえ、改めて組織の中で検討させていただいた結果、行動計画の理念であります子どもの人権の尊重ですとか、あとは親子のより良い関係を目指すとか、人との絆の再構築ですとかを基本として、子どもの権利を守るための具体的な施策を進めるという方針でございます。

したがって、次世代育成支援行動計画に基づいた子どもの権利条約の普及啓発活動等をより一層進めていく中で、子どもの最善の利益を基本的に据えた子どもにやさしいまちづくりの推進を図ってまいりたいと考えておりますのでご理解をいただければと思います。

【登録員】

どうして条例がなくて良いことになったのか、やらなくなったのかとい

う庁内での意見は具体的にどのように出たのですか。そういうことをお聞きしたいんです。今やってらっしゃることとか今やろうとしていることが間違っているということではなくて、それがあったらということではないと私たちは思っています。そういうご提案だったわけですよ。それに対するお答えとして、内部で話し合った結果と言われてもわかりません。

【登録員】

平成19年度に出された最初の回答に対して、まず「1年目が普及活動・勉強会、2年目は知識経験者を含めて、市民団体・提案者・関係課等で構成する子どもの権利の現状についての認識を共有することを目的とした検討会を実施し、その結果を踏まえて条例が必要であるということであれば検討委員会等を立ち上げて子どもの権利条例を制定しますという3ステップだったんです。今ここに集まっただけでも現状が語られるように、平成20年度にこういった場を作って話し合いを積み上げてくださいと言って、積み上げますよという回答をいただいたのに、それがなぜ開けなかったのかというところを伺いたいと言っているわけで、次世代の支援の中にも確かにあったかもしれないけれども、それはそれで、検討の場を設けますとみんなでまちづくり会議に対して市が回答をされているわけです。それが開けなかったというのはそれ相応の理由があるのだと思います。私たちは開いてほしいということで3年間子ども政策課と交渉しながら話し合いをしてきました。でも、結局開けなかったのは、草加市のどういう事情があって開けなかったのかをはっきり言っていただいた方が今後私たちが市と協働で何かしていくに際してもとても参考になると思うのです。ちゃんと草加市として回答をいただいたものが、全く開けずに、開いた結果作らないことになりましたなら良いのです。回答に合ってますから。検討会を全く開かずに作らないことになりましたという回答は、みんなでまちづくり会議での回答を全く無視しているし、そこが変ではないですかと前回もここで議論がもめたのだと思いますが。みんなでまちづくり会議とは何なのかと、そこは、きちんとしていただかないといけないのではないかと思います。検討会を開けなかった理由です。

【事務局】

まず、みんなでまちづくり会議で最後の検討結果が出されてからは、所管課とのやりとりの中で対応が進んでいくというのが適切な流れだと思います。それが反映結果でしたから、一般的にはそれが履行させるのがみんなでまちづくり会議としての反映結果だと思います。それが結局、提案されてから3年経って、印象としては突然みんなでまちづくり会議に戻ってきたというのが現状です。そこで、なぜ検討会が開かれなかったのかと申しますと、会議を所管する我々みんなでまちづくり課としては、当然双方でやり取りをしていたという情報は得ており、その中で進んでいるものだという想定の中で動いておりましたので、みんなでまちづくり会議を開くという意識はその時点ではなかったということになります。

その後、庁内の中で、子ども未来部では最終的にそういった結論に至り、現段階では条例化はしないという判断がなされた中で、やはりこのことを再度説明する必要があるだろうと、要するに、反映結果が違った形になってしまったということで、その説明をする機会は必要だということで、みんなでまちづくり会議を臨時会議という位置付けで開催させていただいた経緯になっております。

【登録員】

取組状況の資料の中で、柏木さんの講演会をやったのは、私たちも子ども政策課と話し合いながらこのテーマでやってくださいということでやりました。その時に、これを土台にして話し合いの場をやっていくので、この講演会に参加した方で話し合いの場があれば来たいという方は、アンケート用紙に住所とか名前を書いていってくださいということで出されて、書いてくださった方がいっぱいいるんです。だから、この時点までは検討会を開こうという思いはあったと思うんです。それが、次世代の後期計画の策定で忙しくなった途端に考える暇がなくなったと私は思っています。非常にシンプルにそう思います。平成21年の段階までは子ども政策課も22年度からは話し合いの場を開こうと思っていたことは間違いないと思うので、それがどうしてしまったのかを知りたいです。今更知っても仕方のないことですが。

【登録員】

子どもの権利条例を作る時の担当部署が子ども政策課なのですか。

【登録員】

最初は人権共生課で、その後機構改革があったので子ども未来部ができて、子どもの問題だから子ども未来部でということになって移ったのです。それはそれで良いと思います。そして、子ども政策課と進める中で、理念の問題として提案しているのに、途中で話がおかしくなってしまったので、みんなでまちづくり課に話をして、調整をしてもらった経緯もあるのです。その後、柏木先生の講演会が開かれて、やっていきましようとなったのが次の年から消えてしまったのは、草加市として回答したことに対して非常に無責任な対応であったと言えるのだろうと私は思います。ご回答いただいても仕方ないですが。

【登録員】

これだけ色々な窓口とかを作ったので、条例の制定は必要ないという結論なのかと思うのですが、実際に起きている問題に対してきちんと対処してもらえればそれで良いのですが、それをどこに持っていけば良いのか。子どものことだけでなく、これはおかしいと思うことを、例えば学校の問題を学校の先生に持っていったらね返されてしまうし、教育委員会も先程のお話だとむしろ加害者であるということでした。それでは、どこへ相談すれば良いのかということになって、私たちは地域のおばさんとしても、目の前で悲しんでいる子どもを見ているわけです。それを挙げてほ

しいのです。素晴らしい講演ではなく、その子をどうするのかというところを。言って、止めてくれれば良いのですが、そんなことは個人の問題ですとはね返されてしまうものをどう助ければ良いかという話で、その時に条例という印籠が欲しいのです。

【子ども政策課】

今のご意見についてですが、先程も申し上げましたとおり、子ども未来部で平成22年4月より草加市子育て支援センターが総合窓口となっております。今日は1部しかパンフレットを持ってきておりませんが、そういう近所の方とか見守りをしていらっしゃる方が、このご家庭はおかしいなとかそういうものを発見した場合には、松原団地駅から歩いてすぐのところにある子育て支援センターで対応しておりますので、そちらへ通報していただければと思います。

【登録員】

すみませんが、この会議の議長は誰なのですか。あちらの方が3点の問題点を挙げています。言われたことに単発的に答えてはだめだと思えます。道先案内人がいて、誰が何をやるということをやらないと何を話しているのかわからなくなります。責任のある議長を選んでください。でなければ、時間が経っても何を話しているのかわからなくなります。みんな大事な話ですが、結論を出していかないと時間の無駄です。問題点を整理してください。

【登録員】

課長が2人来ているからやったらどうですか。

【事務局】

進行役としては、事務局ということで承っております。この会議は議長という位置付けはされておりましたが、進行役ということで、これからは私の方で進行させていただきます。

今、登録員の方から3点ほど問題提起がありました。子どもの権利条例の前提となる検討会をやるということで3年計画を立てた中で、2年まではやってきたが3年目になって消えてしまい、最終的には反映結果が違う内容になってしまったということについて理由を聞かせてほしいというのがまず1点目です。

そして、その間にみんなでまちづくり会議を開いていなかったということ。それについては先程私の方から説明させていただいたと思いますが、そういった経緯があり、反映結果が変わったということの説明しなければいけないということで前回みんなでまちづくり会議を開催させていただきました。

それから、先程、そういう声をどこで受けるんだ、部署はどこかというお話があったと思いますが、それは相談があれば当然部署ごとに振るのだと思いますが、例えば学校に相談しにくいこととかは、市役所内部ではいきいき市民相談で相談を受けることと、人権関係の中で相談を受けるとい

う部署もございますのでそちらで伺うこととなります。

【登録員】

進行役がせっかくできたので、お話をしてもらいたいと思いますが、今お話になったのは、今日の会議がなぜ開かれたかということだと思うのですが、2つ目までは今おっしゃったので、もう1つ抜けていますよね。欲しいのは説明ではなくて回答を今から教えていただきたい。〇〇さんからもう1つ教えてください。

【登録員】

まあ良いのですが、みんなでまちづくり会議での意見を聞いて、その結果草加市はこのように取り組みますという回答を平成19年に出されましたよね。それが、年月を経て、その回答どおりにはどうもやれないと、やる必要がないと思ったのかやれないのかわかりませんが、そうなった時に、みんなでまちづくり会議に前回回答したとおりに実施できない、こういったことで実施できないから変えたいと思っているのだがという時点で、みんなでまちづくり会議に説明があつて、登録員の方の意見を再度聞いてから新たな回答が出てくるというのが手順ではないですかということをお願いしたのです。そうでないと、みんなでまちづくり会議が何のためこの場で提案し、何のために集まって意見を言い、何のために市として回答を出したのか、市の都合で前にこう言ったけどこうなったよと変えて良いのか、それはおかしいでしょうということをお願いしたのです。そのことはどうですか。これは、みんなでまちづくり会議の基本に関わることではないですか。

【事務局】

みんなでまちづくり会議の件については、うちが所管になりますので、いずれにしても、みんなでまちづくり会議の位置付け等については、これまで、先程もありましたように2年かけて検証を行い、相当議論されたところですが、基本的にはみんなでまちづくり会議というのは市民参画の手段として市民の意見表明ができる場ですということ、前回の市民と庁内の検証委員会の中で共通認識として持ったところです。ただし、ここで決定すべきものでもないということも双方で共通認識を持ったところです。ですから、基本的にはみんなでまちづくり会議の中で色々な方々にお集まりいただいて、例えば子どもの権利条例について皆さんで喧々諤々の議論を重ねながら、また、今回はいきなり提案として出てきましたけれども、例えば、もっと違う提案の仕方があるのではないかとか、こうすれば行政側も受け入れがしやすいのではないかとか、いわゆる提案を良質化させるような場にしたらどうかというご意見もいただいているところです。

ただ、これまでの運営方法はそのようなものになっておりませんでしたので、今回の位置付けとしては、先般の会議において十分な説明が行われなかったということで、今回改めて質問や回答していなかった部分について再度会議を設けさせていただくということで今回開催しております。

	<p>先程の回答について出たものとしてはどうでしょうか。</p>
【登録員】	<p>私たちは、前回も同じで、なぜ変わったことを説明してくれなかったのかというところです。</p>
【事務局】	<p>そうですね。まず1点目としては、反映結果が変わってしまったことの経緯を説明してほしいということですね。</p>
【登録員】	<p>具体的な施策が進んできたからもういらないということなのですか。</p>
【事務局】	<p>その点については所管からご説明させていただきます。ではまず、その点から整理したいと思います。</p>
【子ども政策課】	<p>なぜ回答が変わってしまったのかというご質問についてですが、先程と同じになってしまいますが、今まで取り組んできた事業の成果や、次世代育成支援行動計画の後期計画策定に係る調査結果や策定における様々な意見等を考慮し検討した結果、次世代育成支援行動計画の基本理念である子どもの権利の尊重、子と親のより良い関係づくりを目指して、人と人との絆の再構築をベースとして、子どもたちの権利に対して具体的な施策を進めていきたいという方針で結論に至ったところでございます。</p>
【登録員】	<p>それはいつですか。この年表でいうと、どの辺りでこういう結論が出されたのですか。</p>
【子ども政策課】	<p>結論に至りましたのは、平成23年7月以降でございます。</p>
【事務局】	<p>一応、今説明の方がありましたけれども、まだ何か不足する点等はございますか。</p>
【登録員】	<p>もうわかりました。そういうことなのですね。これは、何かすごいズレがあって、とりあえず、子どもの権利条例は作る必要がないのではないかという結論に至ったというわけですね。具体的施策を進めていくから。</p>
【事務局】	<p>そういった整理を執行部の方ではしたということですよ。</p>
【登録員】	<p>はい。</p>
【登録員】	<p>この会議はそれについて違いますよと言っても何もならない会議なのですよね。</p>

【事務局】	基本的には、今回の説明が最終説明というようなもので、今の制度からすると、これがまた覆るということはできない話になってしまいます。
【登録員】	話を聞いていると、ここはいらないから帰ろうぜ、あとは行政がやるからという感じになりそうなのですが、ここは主役ではなくて諮問機関のような感じなのですか。
【事務局】	<p>あくまでも、この場は、当初、せっかく皆さんがお集まりになっているのだから合意形成の場ではないかという感覚もございました。要するに、何かのことにについて議論して、みんなで良いねという形で合意形成を図るというものです。ただ、みんなでまちづくり会議というのは、色々な方々が集まって色々なご意見をとにかく言える場なので、それが10人集まって10人全員が同じ意見かというところではないですね。やはり、あくまでも、自分たちの意見を言って、またそれに対して意見を言うことによって自分の思いを言う場です。</p> <p>市に対する意見や要望は色々な手段がございます。この会議でなくても直接担当課に行ったり、議会の陳情・請願という制度もありますから、色々な手段が用意されているとは思いますが、今回の自治基本条例の検証の中で重視されているのは、小さい声、声の大きくない人の声をどこで拾うのかという中で、それが、このみんなでまちづくり会議なのではないか、そういう機会・場の提供ではないのかというような市民側の検証結果がでました。</p> <p>このように、みんなでまちづくり会議というのは、正直な話、運用面で課題がありまして、こここのところで検証結果をいただきましたので、平成24年度以降はもう少し違った形で運用をしたいとは考えております。いずれにしても、市政への市民参画の1つの場であるということは自治基本条例の中で保障しているという位置付けです。</p> <p>最終的に決定権があるのは、あくまでも市であり議会です。ただし、意見を表明できますよというのがこのみんなでまちづくり会議の場です。</p>
【登録員】	意見を表明できて、市がきちんと検討した後の回答というのは、その後どうやって扱われるものかというのが、今日みんなが集まって説明を求めているものかと思います。
【事務局】	基本的には、これまでは反映結果という形で市の回答をしたわけですね。みんなでまちづくり会議で出した内容が変わってしまったわけですから、やはりみんなでまちづくり会議の場で再度ご説明しなければならないでしょうということで、事務局として開かせていただいたということになります。

【登録員】	この場を尊重して保障してくれてはいるんだけど、回答が変わるのには一方的な説明で良いというようなみんなでまちづくり課の考えですか。皆さんから出された提案を一度預かって、市役所として出された回答を変える場合にはこちらに相談なく一方的に変えて、報告だけで良いということですか。
【事務局】	条例というのは1つの目的を達成するための手段だと思うのですが、条例化が目的ではないですよ。その中で、条例に変わるものとして、その上に法律があると思いますが、法律に基づいて条例を作って、さらに計画となりますが、草加の場合、条例がなくて計画で進めています。
【登録員】	今、どの辺りのお話をされていますか。子どもの権利条例と次世代の計画のお話ですか。私が聞いたのは、みんなでまちづくり会議で出された提案に対して、市役所の決定事項として回答されたもの、それも追加説明もして2度回答されたものを変えるときに、報告だけでよろしいのかということを手前から言われているのだと思います。 それについて、子どもの問題の細かいことというのはいっぱいあるでしょうけれども、今日集まったのは、その回答の扱いについて説明を聞きたいということが理由です。
【事務局】	その回答については、それを履行するのが前提だと思いますが、ただ、今回のケースで言えば、回答内容を別の形で実現していきたいという内容になっています。要するに、実質的に条例として進めていくという方法と、計画に基づいた施策を推進していくことによって同じ目的を達成しているかという回答になっているかだと思いますので、その点では同じような方向の回答だという解釈でやらせていただいております。
【登録員】	この施策では、全く同じではない、対応が欠けているという意見はどこで出せるのですか。この回答を今出していただいたのですが、私が家で読んで全く欠けていると思って先程発言しました。そういう意見は、今後どのように反映されるのでしょうか。
【登録員】	みんなでまちづくり自治基本条例の条文中では、第26条に反映結果について納得できない場合は、別に定めるところにより、市議会で意見を述べる機会を求めることができますとなっています。
【登録員】	その前に、話し合われた事項について市政に反映するように努めますということに納得できない場合はどうすれば良いですか。
【登録員】	だから、今度新しい回答が出たから、反映結果に納得できないと登録員

の皆さんが思えば、市議会に出すことができるということが決まっています。根本的に、いくら話しても進まないけれど、この新しい回答を出す前に少なくとも提案者に説明があってからみんなでまちづくり会議に出されても良いだろうし、変えたいと思っている段階でみんなでまちづくり会議を開いて登録員の意見を聞いて、それから持ち帰って市が結論を出してくるべきだと思うのですが、全然同じではないけれど、同じような内容なので変えましたと言われても納得できないし、でも、いつまでやっても新しい回答は変わらないということはこの前も伺ったので、もういいというような気がします。

【登録員】

誤解していたのですが、最初の回答としては、条例を作るというものだったのですか。

【登録員】

確かに、作るということにはなっていません。話し合いの場を作って、必要ならば草加市に子どもの条例を作るということで、まず知られていないから普及活動をしましょうとなって、それは良いのです。そして普及活動の後に、子どもの現状は色々あるから、色々な分野から持ち寄ってみんなで共通認識を持ちましょう、草加市の現状はこうだねと。そして、条例を作って共通の意識を理念として持って、子どもにやさしいまちにしていた方が良いねとなったら条例を作るという方向性を出すということで、これは最初から回答に入っていました。

最初から、草加市は子どもの権利条例を作りますという回答は確かにもらっていないのですが、話し合いの場を作りますという回答をいただいて、その話し合いの場が開けなかったのはなぜかというところを未だにご回答をいただいてないのですが。

【登録員】

みんなの思いは、権利条例を作ってほしいということで、市の方は検討していく。権利条例の他に、次世代の計画でやっていくということで、私たちから見ると、やっちはいますけど、先送りに見えます。でも、実際に要求している人たちは子どもに何か問題が起きた時に拠り所が無いと、私の子どもにこういう権利がありますということを主張できません。よく「皆さんのために」ということを言いますが、「私の権利」があるということをみんなは主張したいのだと思います。

検討しますというのだけれど、次は、次世代の方でやっていますからと言われて、違うことでやっていますからちょっと黙っててくださいと言われてるようで、ここで集まって意見だけは言わせといて、自分たちの手に負えないことになったらちょっと先送りで、まあやっていますけど、そういう風にされると皆さんは多分不満を感じると思います。

この会議は意見が言える場所で、だけどうやむやにされてしまって、やっていますから次に行きましょうということで言葉を変えてごまかされ

ちゃったという気がして、私たちは子どもを守るためにどうするべきかを検討してきたけれども、心の拠り所がほしい、必要というところまで出てきているのに答えが無くて、次世代の計画でやりますからと言ってまた拠り所を外されてしまったという感じで皆さんは不満だと思います。だから、この声をもう少し反映してもらいたいです。結局たらいまわしにされて、今度は教育委員会というもっとひどい所にされるということが無いように、一番大事な子どもの人権をどうするかということに対してだけしっかり回答を欲しいです。

【事務局】

今の、皆さんの切実な思いというのは如実に出ていると思います。やはり、それをどう受け止めて、条例化には至らなかったかもしれませんが、そういうことがあるんだということを実際に業務を行う人間たちが知っているか知らないかで、取り組み方が違うと思うので、やはりこういった意見をいただける場というのは我々にとっても貴重な場だと考えておりますので、今回、こういう形でご説明させていただいたわけですが、少なくとも直接携わっている所管課が来ているわけですから、こういった意見を踏まえて内容のより一層の充実に努めていくということで、また、条例化についても、全く今後やらないという選択肢にはなっていないと思うので、今はとにかく次世代の計画の中でしっかり取り組んでいくという説明が所管からありましたので、今後事業を進めていく中でそういった議論がまた出てくるかもしれません。それは、今回の皆さんの意見も踏まえて所管の方で考えることだと思いますが、少なくとも、子どもの権利の庁内での意識というのは格段に上がっていることは間違いないと思います。

【登録員】

そうすると、子どもはどこに言いに行ったら良いかについて回答が欲しいと思います。正常な子どもは何でも言えるけど、弱い立場の子どもはどこに言いに行ったら良いかを教えてほしいです。

【登録員】

このみんなでまちづくり会議のやり方というのは少しずつわかってはきたのですが、私の立場からは子どもの権利侵害、人権尊重という言葉が先程から使っていらして、それを一生懸命やってらっしゃることはわかるのですが、具体的に権利が侵害された子どもは、自分は権利を侵害されているから訴えるということができない、自分が駄目だからいじめられるとか、どんどんそういう風になってしまう認識をどの位お持ちになって対応なさっているのかというところに基本的な信頼感を残念ながら持てなかったです。

ですから、人権共生課が対応していらした時の子どもの意見と参加が尊重される、先程お名前が出た西野さんの川崎市では、子どもがまず一緒に参加して条例づくりをしているわけです。そのような活動の中で自分の人権の問題を学習していくし、大人も学習していくというような認識を皆さ

んが持って庁内で検討なさったのかということについては、ご報告を聞いていてもあまり聞こえてこなかったです。そういうことはご存知かもしれませんが、子どもがどれ位辛いかということとは残念ながら大人の側からは見えないことが多いという認識のもとにこれからも取り組んでいただきたいですし、子どもの権利についてのお話を話題にするときは私は参加したいと思います。

【登録員】 まず、子どもに意見を言わせたいというのがあり、川崎でしたかオンブズマン制度があります。

【登録員】 オンブズマンは川西です。川西がオンブズマン制度で川崎は子どもの権利条例です。

【登録員】 子どもから意見を吸い上げるということに取り組んでほしいと思います。

【事務局】 今のご指摘の中で、草加には今そういったシステムが無いということですね。やはり、今後、もしそういった計画作りを進めていく中で、制度設計とか話が出たときには、今日直接所管課が来ておりますし、そういった視点に基づいてシステムを作っていくものですので、ここで皆さんのご意見を聞いたということは有意義なことだと執行部としては思っております。

【登録員】 早くやってください。なぜかという、他県から移ってきた中学生がいました。いじめがあって恐喝されました。8400円、ゲーム機を壊したから金払えということでした。親分がいて子分がいるんですね。そして、そのいじめている子のお宅に言って、こういう状況ですから改善してくださいと親御さんに話しても、うちの子はいい子だから、いじめも暴力も振るわないと言うのです。次に警察に行ったんです。一体誰がいじめているんだと聞くので、誰々だと答えると、その子はリストに載ってないから下っ端だから大丈夫だよと言われました。結局転校するという改善方法があるじゃないかと勧めたのですが、中学生というのは学校同士つながっていて、また親分がいて請求がまわってくるんです。そして彼は転校も止めて、地元に戻りました。

【事務局】 そういう状況があるということですね。

【登録員】 はい。それから、このまちがどう見られたかということです。

【登録員】 私がお聞きしておきたいのは、平成19年に出したのも公文書、今回出

していただいたのも公文書。これは、そう容易くは撤回できないというものであろうと思うんです。そういう立場の中で、ここ2回に渡り平行線のまま終わってしまうかのように感じます。回答の最後の文章として、現在のところは考えておりませんがという中で、ただし、子どもの最善に利益を基本的に据えた子どもにやさしいまちづくりの推進を図ってまいりますという言葉で、とりあえず前回の3段階は2段階で中断のまま終わるかもしれないけれど、今日の皆さんのお話を聞いて、今日子ども関係者がたくさん来ていますので、その方たちの懇談の場、要するに検討会というのは懇談の場ですから、その場を作りましょうという気持ちになっていただけたら、それを今後作っていただいても何ら差し支えのないことですから、ぜひ作っていただきたいということを要望して、提案者という責任者としてお願いしておきます。

【子ども政策課】

今のお話は心して承ります。

【登録員】

先程から皆さんがおっしゃっている声の出せない当事者をどうつなげるかというお話ですが、私はたまたま人権擁護委員をやっているの、そこをどう法務省が捉えるかということで、全国的に色々な形で発信しているところです。そのことが皆さんの意見から出ていますので、草加市も早く皆さんが声を出して、弱い人たちをつないでいける場を検討する場を、話し合いですから検討会と言うと硬く考えられてしまうのですが、そういう話し合いの場を作って、皆さんの共通理念として、子育てをするならするなりのみんなの意識を持っていきましょうということですから、要するにその根っこ作りを話し合いの場で作ってほしいの、それが提案ですから、ぜひ実現していただきたいと思います。

【登録員】

私もまさに賛成です。色々な思いを感じることはあるのですが、もし権利条例を作らないと、今、市が進めている施策と大きなギャップがあるんです。それを埋めないまま、努力しますと言って片づけられてはたまりません。やはり、1歩でも2歩でも進めるために今おっしゃったような機会を早急に作る必要があると思います。

【登録員】

場はすごく大切です。それと、拠り所としては法律とか条例が必要です。それを抜きにすると、声を大きくして私はこういう権利を持っていますと誰も言えないでうやむやになってしまうから、法律の整備の方もお願いしたいと思います。

【事務局】

それでは、時間も時間ですので、懇談する、意見交換の場をというご意見がありましたけれども、そういった中で意識を深めながら、将来的にはそういった方向にというご提案もいただいておりますので、ここですぐ、

はいというようなことは市内でも色々とありますので、持ち帰りまして検討していきたいと思います。そのような形でよろしいでしょうか。それでは、そのような形で受け賜わりたいと思います。

【登録員】

すみません。子ども政策課の方でも色々な施策を行っていると同っております。その中に、施策を作っている行政側としては、これは子どもの権利を守るためにやっている事業だと思ってしまうんです。でも、そのことをいざ現実にやっている人間・スタッフがいます。1つは普及活動とかもあります。子どもと地域の大人たちのという西野先生のお話にもありました。でも、草加市がさらにこう思って、こういう事業が理念を上回る事業であると、さらにこのことをきちんと訴えていって、子どもの権利について話せる場をもっと手厚く、ひとつひとつ事業をやっているだけだったら良いなと思います。

私自身が放課後に関わっている人間として一生懸命やっけていこうと思っておりますが、今やっている事業の中で柱にしている事業なんだみたいなことを、色々な方に声を大きく進めることで初めて理念よりも上回る事業になる可能性があるのではないかと思いますので、よろしくお願ひします。

【子ども政策課】

はい、今おっしゃられたことは、十分に理解しております。まさに放課後子ども教室というのは、子どもたちを地域ぐるみで守っていこうというのが1つの目的でありますので、皆様もこういう事業があるということを他の地域の方にも広げていただければありがたいと思っております。また参加していただければより一層助かります。

【登録員】

すみません。そういうところに入れないお子さんの悩みというのを訴えているのではないですか。だから、そこを何とかしてほしいところだと思います。

【登録員】

今おっしゃられたこともわかるのですが、子どもの権利、子どもの権利条約を知らせていくとあります。いわゆる子どもの権利条約と言われている児童の権利に関する条約を拠り所にして広めていくと思うのですが、その中で一番大事なものというのは多分、子どもの最善の利益だとも思っています。僭越ですけれども、私は原文を読んだわけではなくて、あれは英語で書いてありますよね。子どもの最善の利益と言うときの「子ども」のイメージが、知っている方は知っていると思いますが、どんな子どもかと想像した時に、一般的な子どもを思い浮かべると思っています。これは、研究している方が言うには、単数なんですね。「The child」だから定冠詞のついたチャイルドです。ということは、「目の前にいるその子」の最善の利益を守りましょうという条約ですから、本当に小さい小さい子どもの声の方が大事だと国連が決めた条約で言っている

<p>【事務局】</p>	<p>わけですから、草加市でもその小さい声を聞くという立場になったら良いなと思います。</p> <p>最後に、今、条約で言う子どもとはこういうものだというお話がありましたが、その辺を意識した運営を行政としても心がけた施策を行わなければならないと思っておりますのでよろしくお願いします。</p> <p>それでは進行をお返しします。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>それでは、長時間に渡り意見交換をしていただきました。ありがとうございました。</p> <p>これをもちまして、本日の第2回臨時会議を終了いたします。皆さま、ありがとうございました。</p>

議事録署名人 青木 真理子

議事録署名人 宇野津 一